

## 事業者登録・ホームページ入力に関するQ&A

### ■事業者登録、提出書類に関すること

※「事業者登録の手引き」を事前によくお読みのうえ手続きを行ってください。

Q1. どうすれば登録できるのか。

A. 協定自治体に所定の書類を提出してください。

Q2. 伐採のみ行っているが、登録は必要か。

A. 伐採事業者は登録が必要です。伐採事業者用の登録申請書を協定自治体に提出してください。事業者情報シート及び取扱製品情報シートの提出は不要ですが、ホームページへの掲載を希望する場合は事業者情報シートの提出が必要です。  
※伐採事業者の申請書は自治体から直接入手してください。

Q3. 流通のみを行っているが、登録は必要か。

A. 流通事業者の登録は任意です。登録する場合は、販売・流通事業者用の登録申請書及び事業者情報シートを協定自治体に提出してください。取扱製品情報シートの提出は不要ですが、ホームページへの掲載を希望する場合は提出が必要です。  
※流通事業者の申請書は自治体から直接入手してください。

Q4. 特定企業の製品(の部材)を製造しているだけなので、ホームページでの公開は希望しないが、どうすればよいか。

A. 特定取引事業者用の登録申請書のみ協定自治体に提出してください。事業者情報シート及び取扱製品情報シートの提出は不要です。  
※特定取引事業者の申請書は自治体から直接入手してください。

Q5. 伐採事業者を製材組合がまとめ、組合が代表して登録してもよいか。

A. 傘下の伐採事業者かた入ってきた材が協定木材であることを当該組合が保証できる場合は、代表登録を行っても構いません。

Q6. 「工場所在地」は、協定木材を含んだ製品を作っている工場だけを記入するのか。

A. 企業PRの部分になるため、協定木材製品を作っている工場以外も記入して構いません。

### ■取扱製品情報シートに関すること

Q7. 自社が扱っている製品であればすべて登録できるのか。

A. 登録できるのは協定木材を使用している製品に限ります。「製品1㎡あたりの協定木材使用量」欄がゼロとなる製品は登録できません。また、登録は25製品まで可能です。

Q8. 現在、協定木材製品を開発中で、半年後には製造・販売ができる見込みだが、今から登録してもよいか。

A. 開発が終わり、製造・販売体制が整った(ユーザーから問い合わせや発注があった時点ですぐ対応できる)製品のみ登録可能です。

Q9. 自社の製品には型番をつけていないが、登録にあたり必ず設定しなければならないのか。

A. 本制度における型番で構わないので、できる限りつけてください。オーダーに応じて現場等で製作する部材など、どうしてもつけられない場合は「無し」と記入してください。(ホームページでも「無し」と入力する)。

Q10. 製品寸法欄に「〇〇～〇〇」のような幅を持たせて記入してもよいか。

A. 同種で、寸法のみが異なる製品を扱っている場合、それぞれを1製品として別々にシートを作成せず、「他寸法での対応」欄の『可』にチェックしてください。ホームページ入力も同様です。  
※寸法が異なるだけの製品で登録数が増えるのを抑えるため

Q11. 材・工共で受注している場合、「設計価格」欄はどのように記入すればよいか。

A. 材・工共の価格を記入し、「特記事項」欄にも『材・工共』と記入してください。

Q12. 製品1㎡あたりの木材使用量とは、原木(材料)の投入量を書くのか。

A. 本制度では建築物に実際に使用された木材量を算定しますので、製品自体の材積を記入してください。なお、MDFやパーティクルボード、再生木材などを扱う事業者は別途提出が必要な書類があります。

Q13. 家具の場合、わざわざ1㎡分に換算して製品1㎡あたりの木材使用量・CO2固定量を記入するのか。

A. 家具は、「製品1㎡あたり」ではなく「1製品あたり」で記入してください。

Q14. 特注家具はオーダーに応じて製造するため、寸法や木材使用量、CO2固定量が記入できない。

A. 例示的な寸法を記入し、関連する項目を以下のように記入してください。  
→【木材量・CO2量】寸法と樹種から算出して記入  
→【特記事項】例:「サイズは例示です。オーダーに応じて製作します」と記入

Q15. 例えば木製ロッカーの場合、倉庫の空洞部分を除いた木材使用量を書かなければならないか。「混合製品の国産木材使用量内訳表(家具用)」はそこまでの計算に対応していないようだ。

A. 実際に使用された木材量を算定するため、空洞部分を除いた数値を出す必要があります。ただし、『混合製品の国産木材使用量内訳表』では対応できない製品のため、『～内訳表』ではなく、木材使用量の根拠が分かる資料を提出してください。

Q16. フローリング材の場合、㎡の方が設計者にとって都合が良いと思われる。㎡の表示でも可能にしてほしい。

A. システム上㎡以外の単位では表示できないため、1㎡あたりの木材使用量・CO2固定量を表示したい場合は特記事項欄に記入してください。

Q17. 常に協定木材で製品を出荷しているわけではなく、注文があれば協定木材で出している場合、製品1㎡あたりの協定木材使用量はどのように書けばよいか。

A. 本制度は協定木材製品しか登録できません。常時製造していなくても、注文があった場合に協定木材で即座に対応・納品可能な製品であれば登録が可能です。木材使用量、CO2固定量はその場合の数値を記入してください。

Q18. 木材使用量、CO2固定量は小数点何位まで記入するのか。

A. 小数点第4位まで記入してください(小数点第5位以下は切り捨て)。ただし、木材使用量が非常に少ない製品の場合、「0.0000」とせず、0以外の数値2桁が出てくる桁まで記入(3桁目は切捨)してください。

Q19. 『協定木材製品』か『国産合法木材製品』かの区分はどのように決まるのか。

A. 製品を構成する木質材料分のうち、協定木材を70%以上使用している場合に『協定木材』となります。協定木材が70%未満で残りが国産合法木材の場合は『国産合法木材』となります。

Q20. ひとつの製品に複数産地の材を使用しており、協定木材(国産合法木材)の混入率が変動する場合、木材使用量等はどのように記入すればよいか。

A. 変動があっても最低値として保証できる数値を記入し、その旨の自社証明書を登録関連書類と併せて提出してください。

## ■ホームページの入力に関すること

※「HP利用マニュアル」を事前によくお読みのうえ作業を行ってください。

Q21. 事業者入力サイトにログインできない。

A. 以下、ご確認ください。

●ID、パスワードともに半角で入力していますか？

●大文字・小文字を通知のとおりに入力していますか？

それでもログインできない場合は、みなとモデル事務局にお問い合わせください。

Q22. 入力できない／画面が乱れている／入力後の確認・登録ができない等、操作上のトラブル

A. バージョンが古いブラウザを使用していないか？本サイト(閲覧用サイト及び入力等管理サイト)ではIE9.0以上、Firefox10.0以上、Chrome、Safariを推奨しています。

Q23. 既に入力した部分の一時保存はできないのか。

A. 本サイトには一時保存機能があります。すべての必須入力欄に何かしら(1文字でもOK)入力して「登録する」としておけば、次回、そのk状態から編集できます。  
※登録しただけではホームページでは公開されません。

Q24. 入力を終え、登録したがホームページで公開されない。

A. ●自治体のチェックを受けていますか？

入力終了後、自治体に連絡し入力内容についてチェックを受けて下さい。

●自治体から港区に『公開要請』が送られていない可能性があります。

自治体はチェック後に当該情報の公開について港区に要請メールを送り、港区はメールを受信次第、公開設定を行っています。自治体にチェック依頼の連絡後、しばらく経過しても公開されない場合、港区に公開要請メールが送られていないことが考えられますので、自治体に確認してください。

## ■その他

Q25. 登録の要件として、『協定木材の取扱実績を1年に1回、登録している自治体に報告する』とあるが、報告の時期や木材量の単位は決まっているのか。

A. 報告時期は毎年2月頃となります(自治体から港区への報告が年度末のため)。また、単位はm<sup>3</sup>またはtで報告してください。

Q26. 材の流通の途中で未登録の業者を介した場合、ユニフォームマークを納品書に入れてはいけないのか。

A. 本制度ではサプライチェーンの中にいるすべての加工業者が自治体に登録し、各業者が納品書に入れたユニフォームマークがつながることで材のトレーサビリティを確保しています。ただし、サプライチェーンに未登録業者が存在しても、流通経路を遡って協定木材であることが確認できる場合は協定材と認めます。未登録業者の次段階の登録事業者は納品書にユニフォームマークを入れてください。

Q27. 登録後に調達ルートが廃止になった自治体が発生した場合、どうすればよいか。

A. まず自治体へ登録解除を申し出てください。その後、ホームページの自社の入力ページで当該自治体からチェックをはずし、みなとモデル事務局に連絡してください。

Q28. 一旦登録を解除した事業者が、再登録する場合、どうすればよいか。

A. 新規登録と同じ扱いになります。まずは自治体に必要書類を提出してください。